

第2回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月24日（木）午後1時00分から午後1時35分

2. 開催場所 砂川市役所 2階 中会議室

3. 出席委員（12人）

会長	13番	関尾	一史		
委員	1番	片桐	幸示	3番	高橋 凌
	4番	竹田	安宏	5番	菊地 匡
	6番	井上	善博	7番	笹島 敏彦
	8番	渡邊	達郎	9番	猿渡万里子
	10番	角丸	章	11番	小野寺一晃
	12番	垣野	芳博		

4. 欠席委員（1人） 2番 渡部 延三

5. 議事日程

報告第1号	農業者年金に関する申請について
報告第2号	農地所有適格法人の要件確認について
報告第3号	農地法第18条第6の規定による合意解約の通知について
議案第1号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用積 計画の決定について
議案第2号	令和5年度水稻作況調査について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	野田 勉
事務局次長	上山 哲広
事務局主幹兼事務係長	佐々木也一
事務局事務係主事	本間 龍太

7. 会議の概要

事務局長

皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、これより第2回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

関尾会長

<開会挨拶>

はじめに、本日の欠席者を報告します。

渡部延三委員が、体調不良のため欠席となっております。

次に、議事録署名人の指名ですが、本日は1番の片桐幸示委員と、本来は2番の渡部延三委員でしたが欠席のため、番号をとばして、3番の高橋凌委員をお願いいたします。

それでは早速、報告に入ります。

報告第1号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。

事務局

では、報告第1号をご説明します。議案の1ページをお開きください。

農業者年金住所変更届が提出されました。[]から、[]に転入された[]から7月27日に届出があったものです。こちらについては、既に専決処分としましたことをご報告させていただきます。以上です。

会長

只今、報告第1号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

全員

なし。

会長

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員

異議なし。

会長

それでは本件を承認することといたします。

続きまして、報告第2号「農地所有適格法人の要件確認について」事務局より説明願います。

事務局

では、報告第2号をご説明します。議案の2ページをお開きください。

農地所有適格法人の要件確認についてですが、内容を説明する前に、この要件確認がどのようなものかをご説明したいと思います。

まず、株式会社などの法人が農業に参入する場合、農地法に定めるいくつかの要件を満たせば、農地を所有することができます。そして、このような法人を「農地所有適格法人」と言います。農地所有適格法人は、農地法に基づいて、毎年、農業委員会に対して事業状況などを報告しなければなりません。農業委員会は、報告された内容から農地所有適格法人の要件を満たしているか確認することになっており、報告第2号はこの要件を満たしているか確認する案件でございます。なお、かつては「農業生産法人」という言葉もありましたが、平成28年に施行された改正農地法によって、「農地所有適格法人」という用語に変わっていますので、現在、法的には「農業生産法人」という用語はなくなっています。また、法人が農業に参入することについて、皆さんご承知のことと思いますが、国は度重なる法改正で規制を緩和しておりまして、法人の農業参入を促す方向に進んでいます。これは、農地所有適格法人によって、耕作放棄地を減らす、ですとか、農業の6次産業化を図る、といった狙いがあることを付け加えたいと思います。

では、今回報告のありました、[]が代表取締役を務められている「[]」の要件を確認したいと思いますので、別紙1の「農地所有適格法人要件確認書」をご覧ください。この様式は、農水省の省令で定められた様式です。

上から順に見ますと、経営面積は田が 14.3ha、畑が 0.1ha、次に法人形態に関する記載がございますが、農地法では、農地所有適格法人になれるのは、株式会社や有限会社、合同会社などに限られていまして、[] は株式会社であり、要件を満たしているため、適否は「適」となります。

次に事業の種類や売上高が記載されています。ここでは、売上高の半分以上が農業によるものという要件確認をします。因みに、農業の売上高には、農産物の製造や加工・貯蔵・集荷・販売など、関連事業も含めることになっています。[] の場合、記載のとおり全額が農業による売上となっていますので、要件の適否は「適」になります。次に構成員数について、裏面まで続いて記載されていますが、ここでは、農業関係者が議決権の過半を占めるという要件を確認します。過半数以上を占めていれば、株主総会などで企業側が強引な議案を通そうとしても多数決で反対できるということです。[] の場合は、議決権を持つ構成員 1 人が農業の常時従事者ですので要件を満たしています。最後に業務執行役員数の記載がありますが、こちらも、役員の過半が農業の常時従事者であることなどの要件を確認するもので、[] は 2 人の役員全員が常時従事していますので問題ありません。

以上のとおり、[] は、農地所有適格法人の要件を満たしていることを確認しました。以上、ご報告とさせていただきます。

只今、報告第 2 号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認することといたします。

続きまして、報告第 3 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について」事務局より報告願います。

では、報告第 3 号をご説明します。議案の 3 ページをお開きください。

内容説明の前に、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知とはどのようなものか、簡単にご説明したいと思います。

農地を賃貸借や使用貸借している場合、いつからいつまでと言うように、賃貸する期間も契約しています。しかし、貸し手と借り手の間で、何らかの理由から途中で契約を解約する場合は、農業委員会へ通知していただくことが農地法に定められており、これが農地法第 18 条第 6 項の合意解約通知になります。この通知は貸し手と借り手が合意のうえ、農業委員会へ通知、いわば、お知らせするものであり、農業委員会が許可するというものではないため、定例総会では議案ではなく「報告」として扱っております。

なお、関連しまして、農地法第 3 条によって農地を賃貸借している場合に限っては、期間が満了しても貸し手と借り手の合意がなければ契約は解除されず、自動更新されます。そのため、契約の期間どおりに解約する場合は、両者合意のうえ、農業委員会に通知する必要がありますことを補足させていただきます。

では、報告内容の説明に入ります。貸主は、[]、借主は []、土地の表示は東 5 条南 20 丁目 289 番 1 の内、公簿・現況とも田、面積 11,289 m²、以下、記載のとおり合計 5 筆、面積 31,061 m²です。

契約内容は、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画による賃貸借を設定していたもので、その期間は、平成 26 年 2 月 25 日から令和 6 年 2 月 24 日と設定していました。

会長
全員
会長
全員
会長

事務局

合意が成立した日は令和5年8月1日、土地の引渡しの時期は本日です。提出された合意解約の通知書には、合意解約書も添付されていたので、農地法第18条に基づく賃貸借の合意解約が成立していると考えます。

なお、本案件は、後程議案第1号において提案させていただきますが、使用貸借の利用集積計画を結ぶために解約したものになりますことを申し添えて、ご報告といたします。以上です。

会長
菊地委員

只今、報告第3号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

はい。

はい、菊地委員。

菊地委員
会長

この案件、ここに本人がいるのですが大丈夫ですか。

報告の場合は大丈夫です。

菊地委員
事務局

大丈夫ですね。分かりました。

後ほど、議案の中で説明させていただこうと思っていたのですが、農業委員会法第31条で、今、菊地委員が言われた「議事参与の制限」を規定しております。「農業委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とありますので、今、会長が言われたとおり、報告事項については退出の必要はありませんが、もし、皆さんで何かを協議して決定するというものが██████に関わっている場合は、一度、██████に退出いただいて、その事項が終わってから入っていただくような流れとなっておりますので、今回の報告事項については、ここにおられますが、特に問題はございませんことを補足させていただきます。

会長
菊地委員

よろしいですか。

はい。

会長
全員

その他、何かご質問等ございませんか。

なし。

会長

それでは、他に質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員
会長

異議なし。

それでは本件を承認することといたします。

続きまして、議案第1号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について」事務局より提案願います。

事務局

では、議案第1号をご説明します。議案の4ページをお開きください。

農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積とは、「農用地の地権者と意欲ある農業者との農用地の賃貸借等を集団的に行うために、市が計画書において個々の権利移動をまとめ集団的に賃貸借等の効果を生じさせる」ものですが、端的に言いますと、農業委員の皆様や農地利用改善組合などによって、地域における「売り手と買い手」「貸し手と借り手」を調整いただき、記載のような農地利用集積計画を砂川市で作成し、その計画を農業委員会において決定し市が公告します。売買・賃貸借・使用貸借になりますが、こちらの利用集積は、3条申請と違い、書類作成や手続きを事務局が行ったり、税金が控除（譲渡所得の800万円控除・農振農用地のみ）されるなどのメリットがあります。

審議の際には、受け手の方が「農地のすべてを効率的に利用できるか」「農作業に常時従事しているか」などの審査要件もございしますので、後程確認いただきたいと思っております。

また、前回の総会でも野田事務局長からお伝えいただきましたが、旧農業経営基盤強化促進法の「旧」と頭についているのは、昨年この法律の一部が改正され、本年4月1日に施行し、農業経営基盤強化促進法から農地利用集積計

画がなくなったためですが、経過措置が設けられており、地域計画という計画を砂川市が作成し公表する前日までは、農用地利用集積計画による賃借・売買等が可能になっております。それまでは、「旧」をつけて進めていきたいと思っております。ちなみに今お伝えした地域計画は、人農地プランに代わる、「地域農業の将来の在り方」や「概ね10年後に誰がその農地を担っているか」などをまとめた計画であり、作成期限は令和7年3月31日までとなっています。作成にあたっては、農業委員の皆様にもご協力いただくことも出てきますので、後日改めてご説明したいと思います。

では、内容の説明に入ります。まず1番は、農地の売買の案件です。計画番号が令和5年度所2号。「所」というのは、利用集積計画の対象となる権利の略で、「所有権」の「所」です。今年度、所有権の2つめの計画なので、2号になります。他に、「賃借権」の「賃」、「使用貸借権」の「使」があります。

公告予定年月日は本日、申請者は農地流動化推進員であった、前農業委員の前谷篤さん、出し手・譲渡人は、XXXXXXXXXX、受け手・譲受人は、XXXXXXXXXX、

XXXXXXXXXX、売買の対象となる農地の所在は、北光457-1、地目は公募・現況とも畑、面積は35,734㎡、以下、記載のとおり計15筆、129,525.86㎡、対価、契約金額は800万円、こちらは、田んぼは水張面積に単価160,000円を、畑は登記面積に単価57,738円を乗じたものになります。支払いは、11月末までに指定口座に振り込むこととし、所有権移転の時期は、本日、引き渡しの日は対価の支払い日、図面は9ページの第1号図をご覧くださいただければと思います。

次に、要件確認について別紙2をご覧ください。この調査書が先ほどお伝えした審査事項であり、利用集積計画は促進法18条第3項によって、以下の要件に該当するものでなければならぬと定められています。

上から要件を見て行きます。まず基本構想適合要件ですが、この計画の内容が砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合しているかという要件になります。砂川市農業経営基盤強化基本構想というのは、砂川市の農業が、魅力とやりがいのあるものとなるよう将来の農業経営の目標を明らかにするとともに、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るために、農業経営の指標や利用集積目標など様々なことを定めた構想であります。そこに適合しているかということですが、こちらは適合しているということで「○」としています。次に、二のイは農用地のすべてを効率的に利用して耕作ができるかという要件ですが、XXXXXXXXXXの実績や農機具の保有状況からすべてを効率的に使えるだろうということで「○」と判定しています。次に、二のロは、農作業常時従事要件です。常時従事とは、大体年間150日以上を指しますが、それ以下であっても必要な期間、農作業に従事していれば認められます。しかし、ここでは、XXXXXXXXXXが農地所有適格法人であるため、三のロの農地所有適格法人の要件で確認するため、ここは飛ばします。次に、三のイですが、地域との調和要件になります。地域内の農業者と役割分担をし、農業経営ができるかといった要件ですが、XXXXXXXXXXは中山間地域等直接支払制度の集落へ参加するなど他の農業者との調和に係る取り組みを行っているため、判定は「○」となります。次に、三のロ、農地所有適格法人である場合の要件です。業務執行委員のうち1人以上、常時従事する方がいるかという要件ですが、XXXXXXXXXXの業務執行役員は4名おり、1人以上、常時従事者がいるため、判定は「○」となります。最後に関係権利者からの同意要件ということですが、すべての同意を得られているかの確認です。今回の場合は、他に土地の権利者がいないため、判定は「○」となります。

ここで補足ですが、「賃借」の場合において、共有農地の場合は2分の1を超える共有農地の持ち分を有する者の同意があれば20年以内の「賃借」は可能になります。売買は、全員からの同意が必要になりますので補足させていただきます。以上が1番のご説明になります。よろしくお願いたします。

会長
全員
会長
全員
会長

只今、議案第1号の1番の説明がありました。ご質問等ございませんか。
なし。

質問がないようですので、提案のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認することといたします。

続きまして、議案第1号の2番を審議いたしますが、2番については、受け手が[]となっておりますので、農業委員会法第31条に規定されている「議事参与の制限」により、委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とありますので、[]は審議終了までご退席をお願いします。

審議後は、ご着席くださいますようあわせてお願いたします。

< [] 退席 >

会長
事務局

それでは、事務局より提案願います。

では、2番をご説明いたします。

計画番号は令和5年度使第3号、公告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員の片桐幸示さん、出し手・貸主は、[]、受け手・借主は、[]、農地の所在等は、東5条南20丁目289番1の内、地目は公募・現況とも田、面積は11,289㎡、以下、記載のとおり計5筆、31,061㎡、対価は無償、期間については、本日から令和9年12月31日までの4年5か月、法律関係は使用貸借、図面は10ページの第2号図、要件確認は別紙3のとおりですが、審査要件をすべて満たしていることを確認しております。

こちらの案件については、先ほど賃貸借の合意解約をご報告させていただきましたが、改めて今回使用貸借を結ぶ利用集積計画であります。

以上ご審議願います。

会長
全員
会長
全員
会長

只今、議案第1号の2番の説明がありました。ご質問等ございませんか。
なし。

質問がないようですので、提案のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認いたします。

では、ここで[]に着席していただきます。

< [] 着席 >

会長
事務局

それでは、続きまして、議案第2号「令和5年度水稻作況調査について」事務局より提案願います。

では、議案第2号をご説明します。議案の6ページをお開きください。

今年度の水稻の作況調査についてです。

まず、1番の調査期日ですが、例年、水稻の成熟度合を勘案しながら、概ね9月の10日から15日前後に実施しており、例えば昨年は平年並みとのことで9月9日、一昨年は生育が早かったため9月7日に行っています。では、ご説明いたします。

今年はかなり早いと聞いており、9月4日（月）でいかがかと考えますが、委員皆様のご都合も含めましてご審議・ご決定いただければと思います。

次に2番の調査対象農家等については、西豊沼から富平地区まで7件を提案

いたします。詳細は別添資料の説明に併せてご説明します。

次に3番、開始時刻は午後1時に市役所前からバスで出発することにしたと思います。委員の皆様は、午後1時の5分前までに市役所前にお越しいただければと存じます。

4番の班編成は、第1班が議席番号1番から6番、第2班が7番から13番の委員としまして、昨年と同様に、刈り取り作業を行う班と、圃場立・脱穀などの作業を行う班を交代しながら進めたいと思います。

次に別添資料をご覧いただきたいと思います。まず、別紙4の資料は、昨年度の調査の実施体制を載せています。全体で7か所を調査しており、7か所すべてを、実際に刈り取り作業を行って実測しました。

次に別紙5は、同じく昨年度の調査の結果を示しています。下の方、トータルの結果として収量は「やや良」であったことが読み取れるかと思います。

最後に別紙6です。この表で昨年との違いも含めてご説明します。まず、下の表「参考：令和4年度」と書いている表は昨年のもので、先程も申し上げましたとおり、全体の7か所について、農済で実測調査を行わなくなったため、検見ではなく全てを実測しました。そのため、今年度も7か所全てを実測してはいかかかご提案いたします。地域的なバランスや箇所数なども含めてご審議いただければと思います。

また、例年、担当委員さんから調査対象の方に依頼していただいておりますが、今年も担当委員さんで話し合って対象となる耕作者に依頼していただき、表の太枠内を記入して、事務局にご連絡をいただきたいと思います。もちろん昨年度と同じ方、同じ圃場でも構いませんし、ご自身の圃場にさせていただいても結構です。準備の関係上、実施日までの日数が少ないため、8月29日(火)までをお願いいたします。

最後に、雨の場合の対応ですが、雨が降ると籾の重さも変わって正確な数値が得られませんので、例えば当日が雨の予報であれば、日程を遅らせるのですとか、前の日に刈り取りだけ行って、当日、脱穀したり重さを測ったりするなど柔軟に対応したいと思います。

以上、水稻作況調査の説明とします。ご審議をよろしく願いいたします。

会長 まず日程です。9月4日、月曜日との説明がありましたが、皆さんからご都合も含めてご意見ございませんか。

全員 なし。

会長 意見がないようですので、9月4日、月曜日としてよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは、調査日程は、9月4日、月曜日、時間は午後1時開始と決定します。市役所前に集合でお願いします。

次に、調査方法ですが、7か所全てを実測することについて、ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 ご意見がないようですので、7か所全てを実測するというのでよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

会長 それでは、今年度は7か所全てを実測することといたします。

それで何かあれば来年度は色々を変えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、各地区の調査箇所の確認について、今年も担当委員が依頼して事務局に報告することにしてはいますが、この点に関してご質問等ございませんか。

- 全員
会長 なし。
 それでは、担当委員は、8月29日 火曜日までに各農家への依頼、そして事務局への連絡をよろしくお願いいたします。
 では、水稻作況調査に関して、その他に何かございませんか。
- 全員
会長 なし。
 特にないようですので、以上のとおり水稻作況調査を実施することといたします。
- 全員
会長 本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。
 なし。
 特に無いようですので、続いて、「その他」に入ります。
 事務局より説明願います。
- 事務局
1. 議会関連等報告（事務局長）
 2. 令和5年度玉葱作況調査の実施（事務局）
 - ・本定例総会終了後に実施しますので、お手元に配布した野帳を持参のうえ、市役所前のバスに乗車してください。
 3. 活動記録簿の提出（事務局）
 - ・農業委員として行った活動を記入し、8月分を事務局に提出してください。
 - ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。
(メールアドレス：nogyo@city.sunagawa.lg.jp)
 4. 協議会報告（協議会長）
 - ・第2回総会
 - ・8月24日（木）本定例総会終了後
- 会長
全員
会長 只今の報告でご質問等ございませんか。
 なし。
 特にないようですので、次回の日程を確認したいと思います。
 水稻作況調査は9月4日、月曜日の午後1時から、次回の総会は9月25日、月曜日の午後1時半からです。よろしくお願いいたします。
 それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと存じます。
 <会長挨拶>
 以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員